

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 128 件

厚生年金関係 128 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

宮崎厚生年金 事案 584～710（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月2日

申立期間において、A事業所より支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。申立期間について標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保有していた平成17年2回目賞与勤怠支給控除一覧表及び事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、〈標準賞与額〉（別添一覧表）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 127 件（別添一覧表参照）

別添一覧表【厚生年金あっせん一覧表】（宮崎）

事案番号	氏名	生年月日	標準賞与額
584	女	昭和34年生	9万7,000 円
585	男	昭和24年生	22万8,000 円
586	女	昭和37年生	28万3,000 円
587	女	昭和43年生	9万8,000 円
588	女	昭和22年生	24万1,000 円
589	女	昭和33年生	9万8,000 円
590	女	昭和24年生	9万8,000 円
591	女	昭和40年生	30万7,000 円
592	女	昭和41年生	29万5,000 円
593	女	昭和36年生	27万5,000 円
594	女	昭和54年生	24万4,000 円
595	男	昭和49年生	25万4,000 円
596	女	昭和21年生	10万 円
597	男	昭和20年生	35万2,000 円
598	女	昭和22年生	7万5,000 円
599	男	昭和50年生	25万3,000 円
600	男	昭和47年生	18万4,000 円
601	女	昭和36年生	31万 円
602	女	昭和33年生	32万7,000 円
603	女	昭和31年生	33万8,000 円
604	男	昭和54年生	22万7,000 円
605	男	昭和28年生	43万5,000 円
606	男	昭和43年生	117万7,000 円
607	男	昭和25年生	39万4,000 円
608	男	昭和27年生	40万3,000 円
609	女	昭和27年生	39万1,000 円
610	女	昭和22年生	27万 円
611	男	昭和22年生	5万8,000 円

事案番号	氏名	生年月日	標準賞与額
612	女	昭和19年生	10万 円
613	男	昭和23年生	31万5,000 円
614	女	昭和32年生	4万 円
615	女	昭和23年生	14万 円
616	女	昭和47年生	27万3,000 円
617	女	昭和54年生	34万 円
618	女	昭和37年生	28万6,000 円
619	男	昭和46年生	25万2,000 円
620	女	昭和28年生	14万 円
621	男	昭和13年生	14万8,000 円
622	女	昭和44年生	30万6,000 円
623	女	昭和37年生	33万5,000 円
624	女	昭和38年生	26万3,000 円
625	女	昭和28年生	9万9,000 円
626	女	昭和37年生	23万8,000 円
627	女	昭和25年生	7万4,000 円
628	女	昭和29年生	9万9,000 円
629	女	昭和37年生	34万6,000 円
630	男	昭和25年生	35万8,000 円
631	女	昭和27年生	3万1,000 円
632	女	昭和52年生	27万8,000 円
633	女	昭和31年生	24万5,000 円
634	女	昭和29年生	36万5,000 円
635	女	昭和34年生	25万6,000 円
636	女	昭和15年生	9万9,000 円
637	女	昭和41年生	30万5,000 円
638	女	昭和38年生	30万5,000 円
639	女	昭和16年生	7万3,000 円
640	男	昭和51年生	25万3,000 円
641	女	昭和29年生	40万1,000 円

事案番号	氏名	生年月日	標準賞与額
642	女	昭和53年生	24万 円
643	男	昭和34年生	22万9,000 円
644	女	昭和48年生	26万6,000 円
645	女	昭和49年生	28万3,000 円
646	女	昭和36年生	40万1,000 円
647	女	昭和52年生	26万2,000 円
648	男	昭和22年生	39万4,000 円
649	女	昭和38年生	29万4,000 円
650	男	昭和52年生	28万2,000 円
651	女	昭和56年生	9万9,000 円
652	女	昭和49年生	24万7,000 円
653	女	昭和23年生	41万5,000 円
654	女	昭和55年生	22万 円
655	女	昭和31年生	33万 円
656	女	昭和38年生	32万9,000 円
657	男	昭和35年生	35万8,000 円
658	女	昭和38年生	30万6,000 円
659	女	昭和31年生	2万1,000 円
660	女	昭和29年生	30万 円
661	女	昭和25年生	7万5,000 円
662	女	昭和23年生	33万 円
663	女	昭和44年生	25万7,000 円
664	女	昭和26年生	7万3,000 円
665	女	昭和34年生	7,000 円
666	男	昭和11年生	25万 円
667	女	昭和22年生	10万 円
668	女	昭和28年生	27万9,000 円
669	男	昭和26年生	35万1,000 円
670	女	昭和31年生	32万8,000 円
671	女	昭和30年生	26万1,000 円

事案番号	氏名	生年月日	標準賞与額
672	女	昭和40年生	12万5,000 円
673	男	昭和22年生	9万6,000 円
674	女	昭和41年生	27万6,000 円
675	男	昭和56年生	12万5,000 円
676	女	昭和39年生	28万7,000 円
677	男	昭和46年生	11万 円
678	女	昭和30年生	7万6,000 円
679	女	昭和31年生	25万5,000 円
680	女	昭和55年生	28万6,000 円
681	男	昭和21年生	23万3,000 円
682	女	昭和56年生	9万9,000 円
683	男	昭和41年生	27万4,000 円
684	女	昭和22年生	37万3,000 円
685	女	昭和35年生	37万3,000 円
686	男	昭和54年生	15万3,000 円
687	男	昭和26年生	36万3,000 円
688	女	昭和34年生	33万2,000 円
689	女	昭和36年生	30万1,000 円
690	女	昭和33年生	26万6,000 円
691	女	昭和30年生	33万 円
692	女	昭和55年生	10万 円
693	女	昭和24年生	9万8,000 円
694	男	昭和40年生	12万7,000 円
695	女	昭和47年生	21万 円
696	女	昭和43年生	33万2,000 円
697	男	昭和31年生	26万5,000 円
698	男	昭和26年生	40万4,000 円
699	男	昭和38年生	36万3,000 円
700	女	昭和26年生	25万4,000 円
701	女	昭和52年生	27万2,000 円

事案番号	氏名	生年月日	標準賞与額
702	女	昭和44年生	25万 円
703	女	昭和38年生	31万4,000 円
704	女	昭和28年生	9万8,000 円
705	女	昭和34年生	24万7,000 円
706	男	昭和16年生	7万5,000 円
707	男	昭和48年生	26万6,000 円
708	女	昭和56年生	22万9,000 円
709	女	昭和53年生	27万7,000 円
710	女	昭和37年生	26万5,000 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から同年4月2日まで

私は、昭和35年3月からA社に勤務し、業務に従事していた。その後、37年4月に関連会社であるB社に異動したが、勤務を中断すること無く継続して勤務した。

しかしながら、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間にA社と同一敷地内に所在した同社の関連会社で事務員をしていた同僚が、私の申立事業所での勤務実態や保険料控除について知っていると思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人が昭和35年3月5日から44年12月31日までの期間において、A社及び同社の関連会社に継続して勤務(昭和37年4月2日にA社から同社の関連会社であるB社に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年2

月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月

私は、申立期間の国民年金保険料は当時居住していた役場で納付した記憶がある。

国民年金の被保険者期間については、現在まで欠かさず国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は当時居住していた役場で納付した。」と主張しているが、申立期間については、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が平成9年12月10日に同市に転居した際、それまで昭和60年2月1日とされていた国民年金被保険者の資格の取得日が同年1月31日に訂正されたことに伴い国民年金の被保険者期間（未納期間）として発生したものであることが確認でき、この時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、当該訂正処理が行われるまで申立期間は、国民年金の未加入期間として取り扱われていたことから、当該期間の納付書が発行されることは無く、申立人は、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳には、被保険者となった日「昭和60年2月1日」が二重線で削除され、同年1月31日と訂正されており、「1ヶ月未納」の記載が確認できることから、この訂正は、A市が上記の国民年金被保険者名簿の訂正と同時に行ったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年3月まで

私は、昭和44年から2年間、A県で研修を受けた後にB県に帰り、自営業を始めた。国民年金に加入した時期に記憶は無いが、母親が私の国民年金の加入手続を行い、C納税組合の代表が集金に来て国民年金保険料を現金で納付していた。当時、納税組合には完納奨励金があり、保険料を納付しなければ奨励金が減額され、他の組合員に迷惑をかけるので必ず納付していた。私自身の納付に関する書類や納税組合が保管していた書類を台風水害で紛失したので納付を証明できる資料は無いが、納付したのは間違いないので納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月24日に払い出されていることが推認でき、その時点では、申立期間のうち45年1月から48年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「国民年金に加入後、家族全員の保険料を母親が集金に来ていた納税組合の代表に納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち昭和48年7月から50年3月までの期間の保険料は、過年度納付は可能であるものの、申立期間当時、納付組織（納税組合）では、現年度保険料を納付するのみで、過年度保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立人の主張には不自然さが見られる。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、納税組合に国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は高齢及び疾病のため、申立人の国民年金の加入状

況及び保険料納付状況等について確認することができない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告者等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年頃から 10 年 10 月まで

私は、申立期間当時、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、標準報酬月額と実際に支給されていた給与支給額とに大きな差がある。

A社での給与は、平成 5 年頃に取り締役に就任し、歩合給が加算されるようになってから、それまでとは比較できないほどの高収入となった。

申立期間について、実際に支給された給与の支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立人は、「申立期間は歩合給が加算されたため給与支給額が増加しており、標準報酬月額と実際の給与支給額とに大きな差がある。」として申し立てているが、申立人と同様に取締役であったとする同僚は、「基本給や各種手当等の一般の給与が振込支給であったの対し、歩合給は現金で支給され、歩合給

については、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している。

また、申立人が所持する平成 10 年 10 月分の給与明細書では、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる上、前述の同僚とは別の同僚が所持する平成 8 年 10 月から 10 年 8 月までの給与明細書においてもオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が当該同僚の給与から控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、商業登記簿謄本で申立人と同時期に就任していたことが確認できる他の取締役と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが特に低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人は、平成 10 年 10 月を除き申立期間における厚生年金保険料の控除額等が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る A 社のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 9 月まで
② 昭和 62 年 10 月から平成 5 年 7 月まで
③ 平成 6 年 10 月から 7 年 9 月まで
④ 平成 11 年 10 月から 12 年 9 月まで

私は、昭和 42 年 11 月から平成 15 年 4 月までの期間において、A 社に勤務していた。ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額を実際に支払われた給与額と比較検証したところ、全ての申立期間の標準報酬月額が相違していると思う。給与明細書等を提出するので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立人が提出した給与明細書（昭和 58 年 4 月、62 年 10 月及び平成 7 年 3 月分を除く。）において、申立人が主張する標準報酬月額は追給調整額を含む

給与総支給額に見合う額であることが確認できる一方、オンライン記録上の標準報酬月額、給与総支給額から当該追給調整額を控除した額に見合う額であることが確認できる上、当該給与明細書及びA社が提出した賃金台帳により、全ての申立期間について、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社は、「報酬月額の算定については適正に届出した。」旨回答している。

このほか、申立人の全ての申立期間に係るA社のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 28 日から 48 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 48 年に A 社を結婚のため退職したが、年金事務所の記録では同社での厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したとされていることが分かった。

しかし、私は、申立期間当時、年金制度についてよく理解しておらず、脱退手当金の請求や受領について記憶していないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社を管轄する社会保険事務所（当時）には、申立人に係る脱退手当金裁定請求書等が保管されているところ、当該請求書には、「昭和 50 年 6 月 5 日支払済」の押印が確認でき、オンライン記録上の脱退手当金支給日と一致している上、当該裁定請求書に記載されている「住所」欄は、申立人の夫の氏名である「B 方」の表記があることから、申立人の夫の住所が記載されたものと推認されること、及び厚生年金保険脱退手当金裁定伺に記載された脱退手当金の「送金又は振込金融機関名」欄には、当該住所地の最寄りの金融機関が記されていることが確認できることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものとするのが自然である。

また、申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が請求されたことを示唆する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。